

訪問販売法施行令等の一部改正について

平成 13年 3月
消費経済政策課

昨秋の臨時国会における訪問販売法の改正（本改正により「特定商取引に関する法律」と改称。施行は6月1日。）等に伴い、訪問販売法施行令及び割賦販売法施行令について、以下の内容の政令改正を行った。

(1) 以下の役務及び権利を訪問販売法の規制対象に追加すること。

（訪問販売法では、訪問販売等に係る規制の対象となる物品、役務及び権利を政令で指定することになっており、実際に消費者トラブルが発生しているものを追加してきている。）

・排水管の清掃（既存の指定役務である「住宅等の清掃」に追加）

・占い(易断)

・演劇・音楽・スポーツ・写真・美術工芸品を鑑賞・観覧させるサービス、これら(左記)及び映画に係るチケット(権利)の販売（既存の指定役務である「映画を鑑賞させること」に追加。また、権利としても指定）

・プログラムを電子計算機に記録し又は記録させるサービス（既存の指定商品である「プログラムを記録した物」の販売に加え、役務として指定）

・人名録等に掲載された氏名・経歴等の情報を抹消・訂正等するサービス（既存の指定役務である「人名録等への氏名又は経歴の掲載」に追加）

(2) その他、訪問販売法施行令について、内職・モニター商法に係る規制の新設に伴い、これに係る主務大臣の報告徴収関連の規定の整備、マルチ商法に係る特定負担の基準の廃止、政令の名称を「特定商取引法施行令」に改正、など。割賦販売法施行令について、法律の条文番号整理に伴い、技術的な改正。

《スケジュール》

閣	議	平成 13年	3月 23日 (金)
施	行	平成 13年	6月 1日 (金)
日			